

地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の外国旅行の旅費に関する規程

制定 平成20年6月1日 規程第221号

最近改正 平成26年5月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所旅費規程（以下「国内旅費規程」という。）第1条第2項の規定に基づき、業務のため外国へ旅行する職員等に対する旅費に関する事項を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人大阪市立工業研究所研究員海外留学実施要綱の規定により外国へ旅行する職員等は除くものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、国内旅費規程第2条に定めるところによる。

(旅費の支給)

第3条 職員等が外国へ出張する場合には、その職員等に対し、旅費を支給する。

2 職員等が旅行の出発前に旅行命令を変更(取消を含む。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った額のうち、所要の払い戻し手続きをとったにもかかわらず、払い戻しを受けることができなかつた額を支給することができる。ただし、その額は、職員等が当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

3 職員等が旅行中交通機関の事故等により、この規程により支給を受けた旅費額（旅費の支給を受けなかつた場合には、支給を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するためこの規程により支給することができる額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額を支給することができる。

(外国旅行命令)

第4条 外国旅行は、理事長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 外国旅行にかかる旅行命令の取扱いは、国内旅費規程第4条から第6条までの規定を準用する。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、企画旅行料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び企画旅行料の支給については、国内旅費規程第7条第2項から第7項までに規定するところによる。

3 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

4 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

5 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

6 死亡手当は、職員等が出張のための外国旅行中に死亡した場合について、当該職員等の遺族に対し定額等により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法により難しい場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第7条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合には、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費を支給する。ただし、その旅費額は、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額を超えることができない。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の額とする。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める運賃
 - ア 役員等及び3級以上の職務にある者 最上級の運賃
 - イ 2級以下の職務にある者 最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級の2階級に区分する線路による旅行の場合 最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合 その乗車に要する運賃
- (4) 役員等及び3級以上の職務にある者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合 前3号に定める運賃のほかその座席のために現に支払った運賃
- (5) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合 前各号に定める運賃のほか現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第9条 船賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより現に支払った旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の額とする。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合 最上級の運賃。ただし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める運賃とする。
 - ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合
 - (ア) 役員等及び3級以上の職務にある者 当該階級内の最上級の直近下位の級の運賃
 - (イ) 2級の職務にある者 (ア)に定める運賃の級の直近下位の級の運賃
 - (ウ) 1級の職務にある者 当該階級内の最下級の運賃
 - イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合
 - (ア) 役員等及び3級以上の職務にある者 階級内の中級の運賃
 - (イ) 2級以下の職務にある者 階級内の下級の運賃
 - ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合 階級内の下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けていない船舶による旅行の場合 その乗船に要する運賃
- (3) 役員等及び3級以上の職務にある者が、業務上の必要によりあらかじめ理事長の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合 前2号に規定する運賃のほかその船室のために現に支払った運賃
- (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合 前3号に定める運賃のほか現に支払った寝台料金

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）の額とする。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める運賃
 - ア 役員等 最上級の直近下位の級の運賃
 - イ 職員 アに定める運賃の級の直近下位の級の運賃（理事長が必要と認める場合につい

ては、アに定める運賃)

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める運賃

ア 役員等 上級の運賃

イ 職員 下級の運賃(理事長が必要と認める場合については、上級の運賃)

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合 航空機の利用に要する運賃

(4) 役員等が、業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合 前3号に定める運賃のほかその座席のため現に支払った運賃

(車賃)

第11条 車賃の額は、現に支払った額による。

(日当)

第12条 日当の額は、旅行先の区分に応じて1日につき別表第1に定める額とする。

2 1日の旅行において日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

3 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき別表第1に定める額とする。

4 外国を出発した日又は外国に到着した日の日当は、出発地又は到着地の区分につき別表第1に定める額とする。

(宿泊料)

第13条 宿泊料の額は、旅行先の区分に応じて1夜につき別表第1に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、同項の規定による額の100分の70に相当する額とする。

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(長期滞在の場合の日当及び宿泊料)

第14条 旅行者が同一地に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合はその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(食卓料)

第15条 食卓料の額は、1夜につき別表第1に定める額とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(企画旅行料)

第15条の2 企画旅行料は、交通機関の利用及び宿泊を伴う旅行又は複数の交通機関を利用する場合について、その旅程の一部又は全部を企画旅行又は通し運送券として購入したときの代金(以下「パッケージ料金」という。)が、これらに含まれている旅程にかかる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料を個別に支給するときの合計の旅費よりも安価となり、かつ、当該企画旅行又は通し運送券を購入した場合に支給するものとする。

2 企画旅行料の額は、現に支払ったパッケージ料金の額とする。ただし、当該企画旅行又は通し運送券に、交通機関及び宿泊施設以外の費用が含まれている場合、並びに、旅行命令に従った旅行の旅程にない交通機関の利用又は宿泊施設の利用にかかる費用が含まれている場合は、これらの費用に相当する額を現に支払ったパッケージ料金の額から差し引いた額を企画旅行料の額とする。

(旅行雑費)

第16条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税、旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料の実費額とする。

(死亡手当)

第17条 死亡手当は、職員等が出張のため外国旅行中に死亡した場合に、当該職員等の遺族に対し、職員等の区分に応じて別表第2に定める額を支給する。

2 職員等が前項の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合における死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、大阪市を旧在勤地とみなして国内旅費規程第30条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額とする。

3 第1項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位については、職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員等の収入によって生計を維持しているものとし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(国内の旅費)

第18条 外国旅行の行程のうち日本国内を旅行する間の旅費の額については、国内旅費規程に定めるところによる。

(外国の同一地内旅行の旅費)

第19条 外国の同一地域内における旅行については、鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合に、次の各号に定める旅費を支給する。

(1) 鉄道又は水路による旅行の場合には、第8条又は第9条の規定による額の鉄道賃又は船賃

(2) 路線バスを利用した場合には、その実費額

(3) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりタクシー等を利用した場合にはその実費額

2 前項の規定にかかわらず、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第20条 職員等が外国旅行中に退職又は解雇となった場合の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)第44条の規定及び旅行の事情を勘案し、その都度決定する。

(旅費の調整)

第21条 旅行が次の各号に該当する場合は、次の各号に定めるところにより旅費を減額して支給する。

(1) 職員等が、地方独立行政法人大阪市立工業研究所(以下「法人」という。)の経費から宿泊費その他旅費に類する費用が支弁されるときは、これに相当する日当又は宿泊料は支給しない。

(2) 法人の経費以外から旅費が支出される場合には、所定の旅費は支給しない。ただし、その支出される旅費額が所定の旅費額より少ないときは、その差額を支給する。

(3) 前2号に掲げるほか、特別の事情又は当該旅行の性質により、この規程による旅費を支給すると通常必要としない旅費を支給することとなると理事長が認める場合については、その必要としない部分の旅費を支給しない。

(4) 職員等が旅費の一部又は全部を受けることを辞退する旨の申出をした場合には、当該申出にかかる部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行が次の各号に該当する場合は、次の各号に定めるところにより旅費を増額して支給する。

(1) 職員が役員等に随行して旅行する場合には、当該職員の鉄道賃又は船賃について役員等と同様に取り扱うことができる。ただし、この取扱いを受ける随行者は、原則として1人に限るものとする。

(2) 前号に掲げるほか、職員等がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると理事長が認める場合については、別に必要と理事長が認める旅費を支給することができる。

3 法令に定めのある場合、又は補助金等を財源として旅費を支給するにあたって当該補助金等の支出要領等に旅費に関する定めがある場合については、当該法令又は当該定めに基づいて旅費を支給することができる。

(施行の細目)

第22条 この規程の施行に必要な事項は、旅費法その他関係法令の規定との均衡を勘案し、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の規定は、この規程の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成26年5月1日から施行する。

2 この規程による改正後の規定は、この規程の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第12条、第13条、第15条関係）

日当				宿泊料				食卓料
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円

備考

- この表において、「指定都市」、「甲地方」、「乙地方」及び「丙地方」とは、それぞれ旅費法別表第2 1（日当、宿泊料及び食卓料）備考二 に規定する指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とする。
- 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める額とする。

指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン	
甲地方	北米地域	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
	欧州地域	ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
	中近東地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
	北米地域、欧州地域、中近東地域のうち、指定都市以外の地域で、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域。）	
乙地方	指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）	
丙地方	アジア地域 （本邦を除く。）	アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシア及び中近東地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺島しょ
	中南米地域	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
	大洋州地域	オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）
	アフリカ地域	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
	南極地域	南極大陸及び周辺の島しょ
	アジア地域、中南米地域、アフリカ地域、南極地域のうち、指定都市以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの島しょを除いた地域	

別表第2（第17条関係）

区分	手当額
理事長	640,000 円
理事長以外の役員及び4級の職務にある者	580,000 円
3級の職務にある者	520,000 円
2級の職務にある者	460,000 円
1級の職務にある者	400,000 円